

平成20年5月30日
(2008年)

各 位

和歌山市が行う契約からの暴力団排除について（お知らせ）

和歌山市（水道局を含む。）が行う契約から暴力団の排除を徹底するため、和歌山東警察署長、和歌山西警察署長及び和歌山北警察署長と相互連絡協議体制の確立に関し、次のとおり暴力団排除に関する合意書を締結しました。

1 締結及び施行日

締結日 平成20年5月27日

施行日 平成20年6月1日

2 対象契約

製造又は修理の請負、物品の買入れ及び役務の調達に係る契約並びに公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

3 排除措置対象となる法人等

役員等に、暴力団員又は暴力団関係者がいる法人等

4 排除措置

(1) 入札参加資格審査申請時に各警察署へ照会、該当法人等であれば入札参加資格を与えない措置

(2) 各警察署からの排除要請に基づき、及び妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき、該当法人等を指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約の相手方としない措置

5 支援・協力体制

(1) 排除措置の相手方となる法人等からの妨害等が予想される場合は、警察官の出勤を要請することができるものであること

(2) 各警察署は、排除措置の相手方となる法人等からの妨害、不服申立等の紛議が生じたときは、積極的に支援し、協力するものであること

担当：和歌山市財政局財政部調達課
電話：073-435-1033（直通）・2511（内線）
担当：和歌山市財政局財政部管財課
電話：073-435-1032（直通）・2506（内線）
担当：和歌山市水道局経営管理部経理課
電話：073-435-1125（直通）・3303（内線）

和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書

和歌山市長（以下「市長」という。）と和歌山県和歌山東警察署長、和歌山西警察署長及び和歌山北警察署長（以下「署長」という。）は、和歌山市が行う契約からの暴力団の排除を徹底するため、相互の連絡協議体制の確立に関し、次のとおり合意する。

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約 和歌山市が発注する物件の製造請負又は買い入れ、役務の提供等の調達契約及び公有財産の売払い契約等をいう。
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (7) 排除措置 4（1）の排除要請に基づき、入札参加資格を与えない措置、競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

3 情報交換

(1) 市長は、競争入札参加資格審査（更新、役員等の変更を含む。）の申請を受け付けた法人等又は契約の相手方となり得る法人等が、排除措置対象法人等に該当するか否かについて、署長に対し、文書（様式第1号）により照会することができるものとする。

(2) 署長は、前号の照会を受けたときは、市長に対し、速やかに文書（様式第2号）により回答するものとする。

(3) 署長は、(1)の市長からの照会によるほか、排除措置対象法人等に該当すると認めるときは、市長に対し、速やかに文書（様式第3号）により通報するものとする。

4 排除措置の要請及び措置結果の通知

(1) 署長は、排除措置対象法人等に該当すると認める3(2)による回答又は3(3)の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、市長に対し、契約からの排除要請を行うものとする。

(2) 市長は、前号の排除要請に係る措置結果を、署長に対し、文書（様式第4号）により通知するものとする。

5 契約に係る妨害又は不当要求の際の措置

市長は、契約の相手方となる法人等から、当該契約の履行に関し、妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた旨の申出があった場合は、警察へ被害届を提出するよう指導するものとする。

6 支援・協力体制

(1) 市長は、この合意書に基づいてとる措置の相手方となる法人等からの妨害等が予想されるときは、署長に対し、警察官の出動を要請することができるものとする。

(2) 署長は、市長が、この合意書に基づく措置をとるに際し、又は措置をとった後、当該措置の相手方となる法人等からの妨害、不服申立等の紛議が生じたときは、積極的に支援し、協力するものとする。

7 その他

(1) この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

(2) この合意書は、平成20年6月1日から効力を発する。

上記事項の合意の証として本書4通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

平成20年5月27日

和歌山市長 大 橋 建 一

和歌山東警察署長 福 田 憲 司

和歌山西警察署長 寄 山 幸 男

和歌山北警察署長 湯 川 敏 行